

# 福岡県保育士修学資金の手引

令和2年8月 改正版

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

# 覚 書

- 1 氏 名 \_\_\_\_\_ (修学生番号 \_\_\_\_\_)
- 2 養成施設名 \_\_\_\_\_
- 3 入学年月日 平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 4 卒業年月日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 5 貸付期間 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ ～ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_
- 6 貸付額 \_\_\_\_\_ 円
- 7 連帯保証人 \_\_\_\_\_

※申請者が成人の場合、個人又は法人のいずれかの欄に記入してください。

(個人) 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(法人) 法 人 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

※申請者が未成年の場合、記入してください。

(法定代理人) 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

〔 法定代理人が貸付規程第6条第3項に定める要件を満たさない場合は、上記の個人又は法人のいずれかの欄にも記入が必要です。 〕

## 問い合わせ及び書類提出先

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 総務部 総務課  
〒816-0804  
春日市原町3-1-7 クローバープラザ西棟6階  
電 話 092-584-3377  
FAX 092-584-3369・3381

# 目 次

|      |                    |      |
|------|--------------------|------|
| 1    | 福岡県保育士修学資金の概要      | P 1  |
| (1)  | 福岡県保育士修学資金とは       |      |
| (2)  | 定義                 |      |
| (3)  | 貸付対象者              |      |
| (4)  | 貸付額                |      |
| (5)  | 生活費加算              |      |
| (6)  | 修学資金の貸付申請手続        |      |
| (7)  | 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結  |      |
| (8)  | 連帯保証人              |      |
| (9)  | 貸付契約の変更            |      |
| (10) | 貸付契約の解除            |      |
| (11) | 貸付の休止              |      |
| (12) | 返還の債務の当然免除         |      |
| (13) | 返還                 |      |
| (14) | 延滞利子               |      |
| (15) | 返還の債務の履行猶予         |      |
| (16) | 返還の債務の裁量免除         |      |
| (17) | 保育業務の対象となる従事先施設等   |      |
| 2    | 保育士修学資金申請手続・契約等の流れ | P 7  |
| 3    | 提出書類一覧             | P 8  |
| 4    | 福岡県の過疎関係市町村        | P 10 |
| 5    | 生活扶助基準額及び級地区分      | P 11 |
| 6    | 福岡県保育士修学資金 貸付規程    | P 12 |

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 様式第 1号   | 保育士修学資金貸付申請書              |
| 様式第 2号   | 修学生推薦調書                   |
| 様式第 3号   | 保育士修学資金貸付決定通知書（修学生あて）     |
| 様式第 4号   | 保育士修学資金貸付決定通知書（連帯保証人あて）   |
| 様式第 5号   | 保育士修学資金貸付決定通知書（養成施設の長あて）  |
| 様式第 6号   | 保育士修学資金貸付不承認通知書（修学生あて）    |
| 様式第 7号   | 保育士修学資金貸付不承認通知書（連帯保証人あて）  |
| 様式第 8号   | 保育士修学資金貸付不承認通知書（養成施設の長あて） |
| 様式第 9号   | 保育士修学資金貸借契約書              |
| 様式第10号   | 保育士修学資金受領書                |
| 様式第11号   | 保育士修学資金返還明細書              |
| 様式第12号   | 保育士修学資金貸付納入通知書            |
| 様式第13号   | 保育士修学資金返還方法変更届            |
| 様式第14号   | 保育士修学資金返還猶予申請書            |
| 様式第15号   | 保育士修学資金返還猶予決定通知書          |
| 様式第16号   | 保育士修学資金返還猶予不承認通知書         |
| 様式第17号   | 保育士修学資金返還当然免除事実発生届        |
| 様式第18号   | 保育士修学資金返還免除決定通知書          |
| 様式第19号   | 保育士修学資金返還免除不承認通知書         |
| 様式第20号   | 保育士修学資金返還免除申請書            |
| 様式第21号－1 | 住所、氏名変更届（連帯保証人が個人の場合）     |
| 様式第21号－2 | 住所、氏名変更届（連帯保証人が法人の場合）     |
| 様式第22号   | 退学、休学、停学、復学、転科、卒業届        |
| 様式第23号   | 辞退届                       |
| 様式第24号   | 業務従事届                     |
| 様式第25号   | 業務従事先変更届                  |
| 様式第26号   | 退職届                       |
| 様式第27号   | 死亡届                       |
| 様式第28号   | 現況届                       |
| 様式第29号   | 休職、復職、停職届                 |
| 様式第30号   | 在職証明書（その1）※現在の従事先         |
| 様式第31号   | 在職証明書（その2）※以前の従事先         |
| 様式第32号   | 振込口座申請書                   |
| 様式第33号   | 採用状況確認書                   |
| 様式第34号   | 変更契約申請書                   |

# 福岡県保育士修学資金の概要

## 1 福岡県保育士修学資金とは

指定保育士養成施設卒業後、福岡県内において保育業務に従事しようとする方に対し修学資金を貸付け、その修学を容易にすることにより、保育士の養成確保を図ろうとするものです。

## 2 定義

用語の定義は以下の通りです。

- 1 養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6の規定に基づき都道府県知事の指定した保育士を養成する学校その他の施設
- 2 保育業務 従事先施設等（P5参照）において児童の保護等を行うこと

## 3 貸付対象者

修学資金の貸付対象者は、次の1～5に掲げる要件をいずれも満たす者です。

- 1 県内の養成施設に通学している者であること。ただし、県内に居住している者で県内及び県外の養成施設の通信課程に在学している者を含む。
- 2 優秀な学生であると養成施設の長が推薦する者であること。
- 3 家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付を必要とする（独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生の収入額基準を満たす）こと。
- 4 同種の修学資金、又は修学に係る他の国庫補助事業等を活用した支援を受けていないこと。（日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンとの併用は可。）
- 5 養成施設を卒業後、県内の従事先施設等で保育業務に従事しようとする者であること。

## 4 貸付額

修学資金として貸し付ける金額は次のとおりです。貸付に係る利息はありません。

貸付期間は養成施設に在学する期間で2年間を限度としますが、修学期間が2年を超える場合、月額の2年分に相当する120万円の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

- 【貸付額】 月額 5万円以内（年額60万円以内）  
入学準備金 20万円以内（初回（入学年次）のみ）  
就職準備金 20万円以内（卒業時のみ）  
※高等教育の修学支援新制度における授業料減免の対象となっている場合は、減免後の自己負担額（月額5万円を上限）の範囲

## 5 生活費加算

貸付申請時に県内の生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯含む）の者は、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち年齢に対応する区分の額に相当する額以内を加算することができます。ただし、高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の対象となっている場合は、加算できません。

(生活扶助基準額① 居宅(第1類))

(単位:円)

| 年齢     | 級地区分   |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 1 級地－1 | 1 級地－2 | 2 級地－1 | 2 級地－2 | 3 級地－1 | 3 級地－2 |
| 12～19  | 43,910 | 41,940 | 39,960 | 37,990 | 36,010 | 34,030 |
| 20～40  | 42,020 | 40,140 | 38,240 | 36,350 | 34,460 | 32,570 |
| 41～59  | 39,840 | 38,050 | 36,250 | 34,470 | 32,680 | 30,880 |
| 60～69  | 37,670 | 35,980 | 34,280 | 32,590 | 30,890 | 29,200 |
| 70 歳以上 | 33,750 | 32,470 | 30,710 | 29,530 | 27,680 | 26,620 |

※級地区分の適用地域については、「生活保護法における保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」による（P11参照）。

## 6 修学資金の貸付申請手続

修学資金の貸付を希望する学生は、修学資金貸付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、養成施設で取りまとめの上、毎年4月30日までに福岡県社会福祉協議会（総務部 総務課）へ提出してください。

### (1) 申請者本人に係る提出書類

- ・住民票（世帯全員分）
- ・前年または前々年の所得証明書  
※外国籍の方で、所得証明の提出が難しい場合は、経済状況申告書（様式第33号）を提出すること。
- ・在学する養成施設の長による修学生推薦調書（様式第2号）
- ・保育士修学資金貸借契約書（様式第9号）2部
- ・印鑑登録証明書
- ・振込口座申請書（様式第32号）及び通帳の写し

※高等教育の修学支援新制度における授業料減免の決定者は授業料等減免認定結果通知書の写し

※高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の決定者は給付奨学生証の写し

### (2) 連帯保証人に係る提出書類

#### ① 連帯保証人が個人の場合

- ・印鑑登録証明書

#### ② 連帯保証人が法人の場合

- ・法人の履歴事項全部証明書
- ・法人の印鑑登録証明書
- ・決算書
- ・法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる記録（評議会や取締役会の議事録など）

※生活費加算を伴う申請を希望の際は、福岡県社会福祉協議会（総務部 総務課）へご相談ください。

※高等教育の修学支援新制度を優先に適用するため、高等教育の修学支援新制度の申請者は授業料等減免の金額が確定後の申請となります。

## 7 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

修学資金の貸付を希望する者の申請により選考を行い、貸借契約（様式第9号）を締結し、修学資金を交付します。

※修学資金の受領後は、受領書（様式第10号）を養成施設で取りまとめの上、受領後15日以内に提出してください。

## 8 連帯保証人

貸付を受けようとする者は、原則として、以下(1)及び(2)の要件を満たす者を連帯保証人として1名立てなければなりません。

(1) 県内に居住する個人又は登記されている法人

(2) 修学資金の貸付を受けようとする者に代わり債務の返還を行うことのできる個人又は法人

なお、貸付を受けようとする者が未成年者の場合、貸付を受けようとする者の法定代理人を連帯保証人として立てる必要があります。（法定代理人については、(1)及び(2)の要件を満たしている必要はありません。）

ただし、貸付を受けようとする者が連帯保証人として立てた法定代理人が(1)及び(2)の要件を満たしていない場合は、要件を満たすことのできる連帯保証人をもう1名立てる必要があります。

## 9 貸付契約の変更

貸借契約を締結後、高等教育の修学支援新制度と併用を希望する者は、新制度の採用決定後に、「高等教育の修学支援新制度の採用状況確認書」の提出が必要となります。また、契約内容の変更が生じた場合は、併せて「変更契約申請書」の提出が必要となります。変更契約申請の際は、従来の必要書類に加え、「授業料等減免認定結果通知書」の写しの提出が必要です。なお、給付型奨学金が採用決定した方は併せて「給付奨学生証」の写しを提出してください。

また、修学資金の交付時期については、変更契約締結後、変更開始月からの交付となります。

## 10 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- 1 退学したとき。
- 2 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- 3 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 4 死亡したとき。
- 5 修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- 6 その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

## 11 貸付の休止

修学生が休学したとき、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を休止します。

## 12 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付を受けた修学資金の返還の債務を免除します。

- 1 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として県内（※1）で保育業務（P5参照）に従事し、かつ、5年間（※2）引き続きこれらの業務に従事したとき。（人事異動等により県外で保育業務に従事した期間は、従事期間に算入します。災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により保育業務に従事できない場合は、引き続き保育業務に従事しているものとみなしますが、従事期間には算入しません。）

※1 国立児童自立支援施設等において従事する場合は全国、東日本大震災等の被災県（岩手、宮城、福島、熊本県）において従事する場合は県内及び被災県

※2 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域（P10参照）において保育業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設等の入学時に45歳以上の者であって離職して2年以内のものをいう。）が保育業務に従事した場合は3年間

- 2 保育業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。

## 13 返還

次の場合、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内（1年間借り受けた場合は2年以内、2年間借り受けた場合4年以内の期間）に返還しなければなりません。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内とします。）

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- 3 県内で保育業務に従事しなかった（しなくなった）とき。  
※返還の債務を免除された場合を除く。
- 4 県内で保育業務に従事する意思がなくなったとき。
- 5 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により保育業務に従事できなくなったとき。

## 14 延滞利子

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければなりません。

なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとします。



## 15 返還の債務の履行猶予

次の場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます。

- 1 貸付契約を解除された後も引き続き養成施設に在学しているとき。
- 2 貸付を受けた者に災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、又は県内において保育業務に従事しているとき。（当該事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものは除く。）

## 16 返還の債務の裁量免除

次の場合、貸付を受けた修学資金のうち、履行期限が到来していない部分について、返還の債務を全額又は一部免除することができます。

- 1 業務外の事由による死亡又は心身の故障により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部。
- 2 県内において2年以上保育業務に従事したときは、返還の債務の額の一部。

## 17 保育業務の対象となる従事先施設等

返還債務が免除される保育業務の対象となる従事先施設等は次のとおりです。

【従事先施設】従事する区域は福岡県内（東日本大震災等の被災県を含む）です。

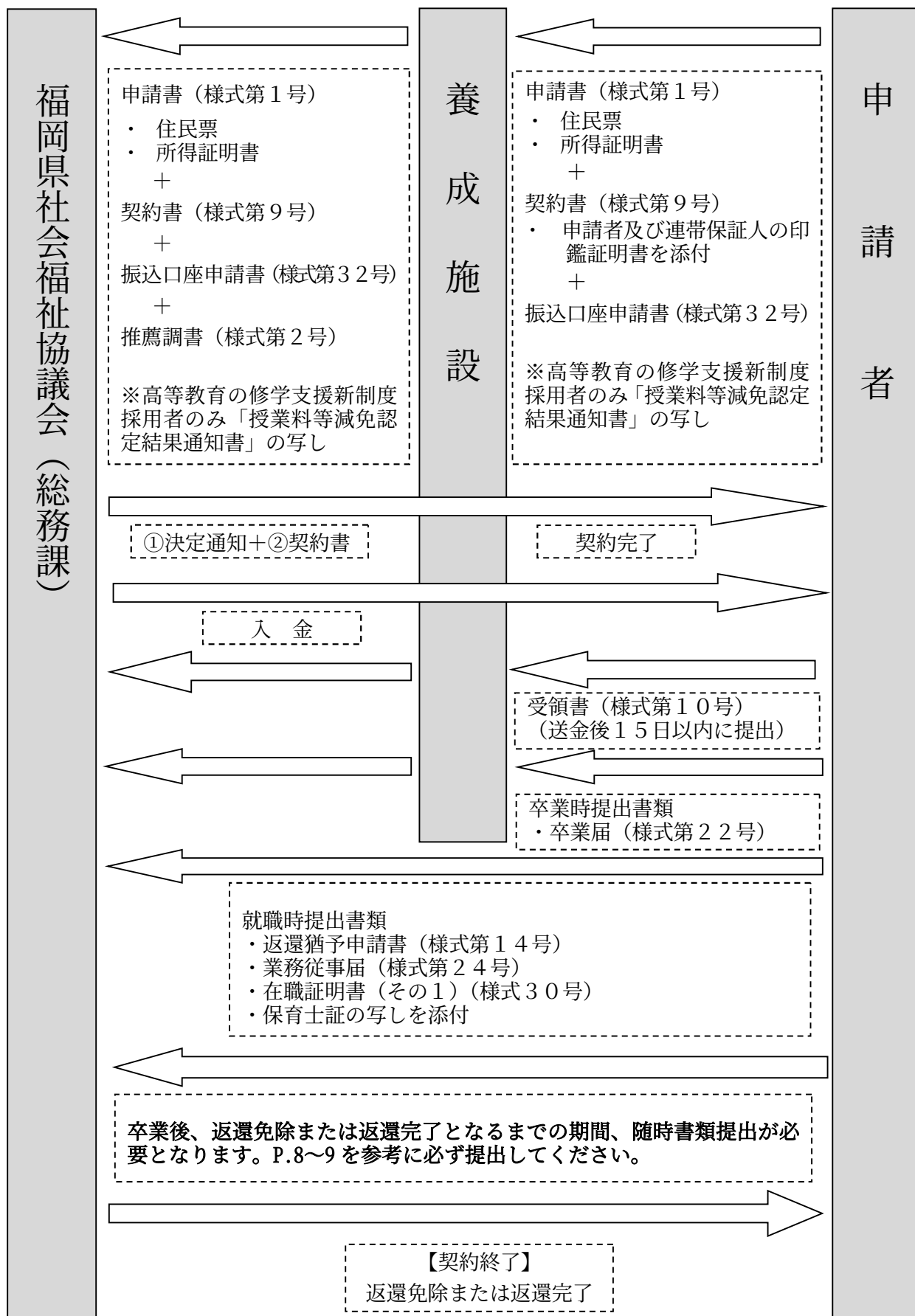
- 1 児童福祉法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」  
→児童発達支援を行う施設、放課後等デイサービスを行う施設
- 2 児童福祉法第7条に規定する「児童福祉施設」  
→保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
- 3 児童福祉法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」
- 4 児童福祉法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- 5 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの  
・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設  
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」）第2条第6項に規定する「認定こども園」への移行を予定している施設
- 6 認定こども園法第2条第6項に規定する「認定こども園」
- 7 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの  
→家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- 8 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- 9 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
- 10 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

- 11 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- 12 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
  - ・児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
  - ・都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
  - ・雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を受けている施設
  - ・「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
  - ・国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
- 13 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

【国立児童自立支援施設等】従事する区域は全国です。

- 1 国立児童自立支援施設
- 2 国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であって児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
- 3 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
- 4 肢体不自由児施設「整肢療護園」
- 5 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」

# 保育士修学資金申請手続・契約等の流れ



※貸借契約を締結後、高等教育の修学支援新制度と併用を希望する者は、新制度の採用決定後に、「高等教育の修学支援新制度の採用状況確認書」の提出が必要となります。また、契約内容の変更が生じた場合は、併せて「変更契約申請書」の提出が必要となります。

## 提出書類一覧

修学資金の貸付を受けた者は、在学中だけでなく、養成施設卒業後も返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出等を行う必要があります。在学中は養成施設あてに、卒業後は福岡県社会福祉協議会事務局あてに直接提出してください。

これらの届出等は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますので、事実の発生した日から１５日以内に必ず届出を行うようにしてください。

| 事 項                     | 提出書類                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資金の交付を受けたとき             | ・ 受領書（様式第１０号）                                                                                                                                                                                      |
| 高等教育の修学支援新制度が採用決定されたとき  | ・ 採用状況確認書（様式第３３号）<br>・ 授業料等減免認定結果通知書の写し<br>※契約内容に変更が生じた場合は、変更契約申請書（様式第３４号）、給付型奨学金の採用決定者は「給付奨学生証」の写しを併せて提出してください。                                                                                   |
| 退学、停学、転科等により貸付を辞退するとき   | ①貸付辞退後、引き続き養成施設に在学しているとき<br>・ 退学、休学、停学、復学、転科、卒業届（第２２号）<br>・ 辞退届（第２３号）<br>・ 返還猶予申請書（第１４号）※猶予期間は在学中                                                                                                  |
|                         | ②貸付辞退後、すぐに返還を開始するとき（退学等）<br>・ 退学、休学、停学、復学、転科、卒業届（第２２号）<br>・ 辞退届（第２３号）<br>・ 返還明細書（第１１号）                                                                                                             |
| 卒業し、県内で保育業務に従事したとき      | ・ 業務従事届（第２４号）<br>・ 在職証明書（その１）（第３０号）<br>・ 返還猶予申請書（第１４号）<br>※猶予期間は当然免除要件に応じて卒業後３～５年間<br>・ 養成施設を卒業したことを証明する書類の写し<br>・ 保育士証の写し<br>※提出時期までに保育士証が手元に届かない場合は、「保育士登録済通知書」の写しを添付し、保育士証が届き次第、改めて写しを提出してください。 |
| 卒業し、すぐに県内で保育業務に従事できないとき | ・ 返還猶予申請書（第１４号）※猶予期間は卒業後１年間<br>・ 養成施設を卒業したことを証明する書類の写し<br>・ 保育士証の写し<br>※提出時期までに保育士証が手元に届かない場合は、「保育士登録済通知書」の写しを添付し、保育士証が届き次第、改めて写しを提出してください。                                                        |
|                         | その後、１年以内に県内で保育業務に従事したとき<br>・ 業務従事届（第２４号）<br>・ 在職証明書（その１）（第３０号）<br>・ 返還猶予申請書（第１４号）<br>※猶予期間は当然免除要件に応じて卒業後３～５年間                                                                                      |
| 卒業し、保育業務以外の業務に従事したとき    | ①今後保育業務に従事する意思がなく、返還を開始するとき<br>・ 返還明細書（第１１号）                                                                                                                                                       |
|                         | ②２年以内に県内で保育業務に従事する予定のとき<br>・ 業務従事届（第２４号）<br>・ 在職証明書（その１）（第３０号）<br>・ 返還猶予申請書（第１４号）※猶予期間は卒業後２年間                                                                                                      |

| 事 項                                                                | 提出書類                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士証の写し</li> </ul> <p>※提出時期までに保育士証が手元に届かない場合は、「保育士登録済通知書」の写しを添付し、保育士証が届き次第、改めて写しを提出してください。</p>                    |
| 卒業後、契約終了までの期間<br>(毎年4月30日までに提出)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況届(第28号)</li> </ul>                                                                                              |
| 住所や氏名を変更したとき                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名変更届(第21-1号)</li> <li>・証明できる書類(住民票等)</li> </ul>                                                               |
| 連帯保証人を変更するとき<br>(保証人が個人の場合)                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名変更届(第21-1号)</li> <li>・証明できる書類(住民票等)</li> </ul>                                                               |
| 連帯保証人を変更するとき<br>(保証人が法人の場合)                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名変更届(第21-2号)</li> <li>・証明できる書類(変更内容に応じて、適宜添付すること)<br/>法人の履歴事項全部証明書<br/>保証人となる意思が確認できる書類<br/>法人の決算書</li> </ul> |
| 転職等により従事先を変更したとき                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務従事先変更届(第25号)</li> <li>・在職証明書(その1)(第30号)※現在の従事先</li> <li>・在職証明書(その2)(第31号)※変更前の従事先</li> </ul>                    |
| 休職・停職となったとき                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職、復職、停職届(第29号)</li> </ul>                                                                                        |
| 復職したとき                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職、復職、停職届(第29号)</li> <li>・返還猶予申請書(第14号)</li> </ul>                                                                |
| 退職し、今後県内で保育業務に従事しないとき(返還)                                          | ①今後保育業務に従事せず、返還を開始するとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職届(第26号)</li> <li>・返還明細書(第11号)</li> <li>・在職証明書(その2)(第31号)</li> </ul>                      |
|                                                                    | ②2年以上、県内で保育業務に従事したとき<br>返還となりますが、金額の一部について裁量免除が認められる場合がありますので、県社協へご連絡ください。                                                                                |
| 退職し、県内で再び保育業務に従事する予定のとき                                            | 返還猶予が認められる場合がありますので、県社協へご連絡ください。                                                                                                                          |
| 県内で保育業務に <u>5年間(※)</u> 従事したとき(当然免除)<br>※過疎地域事業所での従事及び中高年離職者の場合は3年間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還当然免除事実発生届(第17号)</li> <li>・在職証明書(その1)(第30号)</li> </ul>                                                           |
| 本人が死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付金を返還することができなくなったとき                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還免除申請書(第20号)</li> <li>・在職証明書(その1)(第30号)または(その2)(第31号)</li> <li>・発生した事由について証明できる書類</li> </ul>                     |
| 返還計画を変更するとき                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還方法変更届(第13号)</li> </ul>                                                                                          |

過疎地域自立促進特別措置法に基づく  
福岡県の過疎関係市町村

令和元年 1 2 月 1 日現在

|     | 過疎関係地域市町村<br>(過疎市町村、過疎地域とみなされる市町村及び区域) |     |     |     |
|-----|----------------------------------------|-----|-----|-----|
|     | 大牟田市                                   |     |     |     |
|     | 飯塚市のうち旧筑穂町の区域                          |     |     |     |
|     | 田川市                                    |     |     |     |
|     | 八女市                                    |     |     |     |
|     | 宗像市のうち旧大島村の区域                          |     |     |     |
|     | 嘉麻市                                    |     |     |     |
|     | 朝倉市のうち旧杷木町の区域                          |     |     |     |
|     | みやま市                                   |     |     |     |
| 遠賀郡 | 芦屋町                                    |     |     |     |
| 鞍手郡 | 小竹町                                    | 鞍手町 |     |     |
| 朝倉郡 | 東峰村                                    |     |     |     |
| 田川郡 | 香春町                                    | 添田町 | 川崎町 | 大任町 |
|     | 赤村                                     | 福智町 |     |     |
| 京都郡 | みやこ町                                   |     |     |     |
| 築上郡 | 上毛町                                    | 築上町 |     |     |
| 計   | 2 1 市町村                                |     |     |     |

生活費加算資料

「生活保護法における保護の基準(昭和38年厚生省告示第百五十八号)」  
による生活扶助基準額及び級地区分

【生活扶助基準額① 居宅(第1類)】

(単位:円)

| 年齢    | 級地区分   |        |        |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 1級地－1  | 1級地－2  | 2級地－1  | 2級地－2  | 3級地－1  | 3級地－2  |
| 12～19 | 43,910 | 41,940 | 39,960 | 37,990 | 36,010 | 34,030 |
| 20～40 | 42,020 | 40,140 | 38,240 | 36,350 | 34,460 | 32,570 |
| 41～59 | 39,840 | 38,050 | 36,250 | 34,470 | 32,680 | 30,880 |
| 60～69 | 37,670 | 35,980 | 34,280 | 32,590 | 30,890 | 29,200 |
| 70歳以上 | 33,750 | 32,470 | 30,710 | 29,530 | 27,680 | 26,620 |

【級地区分ごとの市町村(福岡県)】

| 級地区分  | 市 町 村 名                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1級地－1 | なし                                                                                                           |
| 1級地－2 | 北九州市、福岡市                                                                                                     |
| 2級地－1 | 久留米市                                                                                                         |
| 2級地－2 | 大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、宗像市、古賀市、福津市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、荊田町 |
| 3級地－1 | 柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、嘉麻市、朝倉市                                                                              |
| 3級地－2 | 上記以外の市町村                                                                                                     |

## 福岡県保育士修学資金 貸付規程

### （目的）

第1条 この規程は、「保育士修学資金の貸付け等について（平成28年2月3日付厚生労働省発雇児0203第3号）」、「保育士修学資金貸付等制度の運営について（平成28年2月3日付雇児発0203第2号）」及び「福岡県保育士修学資金貸付事業実施要綱（令和2年6月12日施行）」の規定に基づき、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

### （実施主体）

第2条 福岡県保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

### （貸付対象）

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 福岡県の区域（以下「県内」という。）にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6の規定に基づき指定された保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者（通信課程を除く。）
- 二 県内に居住している者で、県内及び県外の養成施設の通信課程に在学する者

### （貸付期間及び貸付額）

第4条 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

- 2 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

また、貸付申請時に県内の生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算（以下「生活費加算」という。）をすることができるものとする。

### （貸付方法及び利子）

第5条 修学資金は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

- 2 修学資金の利子は、無利子とする。



(連帯保証人)

第6条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を1人立てなければならない。

2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、原則として県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者若しくは法人登記簿に記載された法人でなければならない。

また、連帯保証人は、本事業による貸付けに係る債務を弁済する能力を有するものでなければならない。

4 本事業による貸付を受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付を受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設若しくは児童心理治療施設に入所している児童又は里親、自立援助ホーム若しくはファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

また、連帯保証人となる法定代理人が前項の規定に該当しない者であるときは、さらにもう一人連帯保証人を立てなければならない。

5 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、その死亡の日又は理由が生じた日から起算して15日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 県社協会長は、修学資金の貸付契約の相手方（以下「修学生」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 県社協会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

3 県社協会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に修学資金の貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場

合は県内及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）の従事先施設等において、児童の保護等に従事し、かつ、５年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第２条第１項及び第３３条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に４５歳以上の者であって、離職して２年以内の者をいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、３年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。

二 前号に定める業務（以下「保育業務」という。）に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

２ 保育業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、保育業務に従事することとなった日の属する月及び保育業務に従事しなくなった日の属する月を算入するものとする。ただし、当該期間中に休職又は停職により保育業務に従事しない期間があるときは、これらの期間の開始の日の属する月からこれらの期間の終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

（返還期間等）

第９条 修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の２倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると県社協会長が認めた場合は、貸付けを受けた期間の４倍に相当する期間）の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければならない。

一 修学資金の貸付契約が解除されたとき。

二 養成施設を卒業した日から１年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

三 県内において保育業務に従事しなかったとき。

四 県内において保育業務に従事する意思がなくなったとき。

五 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

２ 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

（一時償還）

第１０条 県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償

還を請求することができる。

- 一 修学資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により、貸付けを受けたとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この規程の規定若しくは修学資金の貸付契約の条項に違反し、又は県社協会長の指示に従わなかったとき。

#### （返還の債務の履行猶予）

第11条 県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- 一 県内において保育業務に従事しているとき。
- 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### （返還の債務の裁量免除）

第12条 県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- 二 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- 三 県内において2年以上保育業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

#### （延滞利子）

第13条 県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに

要する費用に満たない少額なものと県社協会長が認めるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

（会計経理）

第14条 県より交付された貸付原資については、この事業に関する特別会計を設けるか、または、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令79号）に基づき、サービス区分において明確に区分する。

2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計又は社会福祉法人会計基準に基づきサービス区分に繰り入れるものとする。

3 この事業を廃止した場合、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を県に返還するものとする。

（貸付の申請手続）

第15条 本事業による貸付けを申請しようとする者は、保育士修学資金貸付申請書（様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、在学中の養成施設を通じ、県社協会長に提出するものとする。

一 以下のイからハまでに掲げる全ての書類

イ 住民票

ロ 所得証明書

ただし、所得証明書が提出できない外国籍の者については、経済状況申告書（様式第33号）をもって所得証明書に替えることができる。

ハ 在学する養成施設等の長の修学生推薦調書（様式第2号）

二 次に掲げる区分に応じた書類

イ 連帯保証人が個人である場合については、連帯保証人の印鑑登録証明書

ロ 連帯保証人が法人である場合については、連帯保証人に係る以下の（1）から（4）に掲げる全ての書類

（1） 連帯保証人となる法人の履歴事項全部証明書

（2） 連帯保証人となる法人の印鑑登録証明書

（3） 以下の（イ）又は（ロ）のいずれかの書類

（イ） 貸付を申請しようとする者の連帯保証人となることについて、法人の意思決定機関で議決した際の議事録

（ロ） 貸付を申請しようとする者の連帯保証人となることについて、法人の役員全員が署名及び押印を行った同意書

（4） 以下の（イ）から（ハ）のいずれかの書類

（イ） 会社法第435条に定める計算書類

（ロ） 金融商品取引法第79条の70に定める財務諸表等

（ハ） （イ）又は（ロ）のいずれの書類も提出できない場合、連帯保証人となる法人の保証能力が確認できる書類

- 2 生活費を加算して貸付を申請しようとする者は、前項第1号ロの書類に替えて、経済状況等を確認するための各種証明書類を添付するものとする。

(選考)

第16条 県社協会長は、修学生の選考を前条の規定により提出された書類の審査によって行うものとする。

(貸付決定通知書の交付)

第17条 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、保育士修学資金貸付決定通知書(様式第3号から第5号)により申請者、連帯保証人及び養成施設の長に対し通知するものとする。

- 2 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、前条に準じて、保育士修学資金貸付不承認通知書(様式第6号から第8号)により申請者、連帯保証人及び養成施設の長に対し通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第18条 県社協会長は、貸付を決定した修学生と保育士修学資金貸借契約書(様式第9号)により貸付契約を締結するものとする。

(受領書)

第19条 修学生は、修学資金の交付を受けたときは、在学中の養成施設を通じ、保育士修学資金受領書(様式第10号)を県社協会長に提出しなければならない。

(返還方法等)

第20条 修学資金の返還は、1回払、半年賦又は月賦による均等償還によるものとし、県社協会長が発行する請求書をもって行うものとする。

(返還明細書)

第21条 第9条各号に規定する理由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日(第11条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第12条の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日)から起算して15日以内に保育士修学資金返還明細書(様式第11号)を県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の返還明細書に基づき貸付金の納入を決定したときは、保育士修学資金貸付納入通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の返還明細書に記載した修学資金の返還方法及び返還額を変更するときは、保育士修学資金返還方法変更届(様式第13号)を県社協会長に提出しなければならない。

(返還猶予の申請手続)

第22条 第11条の規定による修学資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、保育士修学資金返還猶予申請書(様式第14号)に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、修学資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、保育士修学資金返還猶予決定通知書(様式第15号)により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第1項の申請書を審査し、修学資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、保育士修学資金返還猶予不承認通知書(様式第16号)により申請者に通知するものとする。

(返還免除の届出手続)

第23条 修学生は、第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して15日以内に保育士修学資金返還当然免除事実発生届(様式第17号)に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。

- 2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、修学資金の返還債務を免除するときは、保育士修学資金返還免除決定通知書(様式第18号)により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第1項の届出書を受理し、修学資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、保育士修学資金返還免除不承認通知書(様式第19号)により申請者に通知するものとする。

(返還免除の申請手続)

第24条 第12条第1号及び第3号の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、保育士修学資金返還免除申請書(様式第20号)に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、修学資金の返還債務の免除を決定したときは、保育士修学資金返還免除決定通知書(様式第18号)により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第1項の申請書を受理し、修学資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、保育士修学資金返還免除不承認通知書(様式第19号)により申請者に通知するものとする。

(届出)

第25条 修学生は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して15日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。(様式第21号)
- 二 退学、休学、復学、転科若しくは卒業したとき又は停学の処分を受けたとき。(様式第22号)

- 三 修学資金の貸与を辞退するとき。（様式第 2 3 号）
  - 四 連帯保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき。（様式第 2 1－1 号）
  - 五 連帯保証人の法人住所又は法人名に変更があったとき。（様式第 2 1－2 号）
  - 六 県内において保育業務に従事したとき。（様式第 2 4 号）
  - 七 県内において保育業務に従事した後、業務従事先を変更したとき。（様式第 2 5 号）
  - 八 県内において保育業務に従事しなくなったとき。（様式第 2 6 号）
- 2 連帯保証人は、保証に係る修学生が死亡したときは、その日から起算して 1 5 日以内に死亡届(様式第 2 7 号)を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 修学生は、修学資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、毎年 4 月 1 日現在の現況届(様式第 2 8 号)をその年の 4 月 3 0 日までに県社協会長に提出しなければならない。

（補足）

第 2 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日に制定し、平成 2 9 年度の貸付申請から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 2 月 2 0 日に改正し、平成 3 0 年度の貸付申請から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 2 日に改正し、令和 2 年度の貸付申請から施行する。

保育士修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者氏名 印

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
なお、貸付を受けるに当たっては、貸付条件を遵守することを誓います。

|                      |                                                                  |                        |       |       |         |  |
|----------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------|-------|-------|---------|--|
| ふりがな                 |                                                                  |                        |       | 性別    | 生年月日※西暦 |  |
| 申請者氏名                |                                                                  |                        |       | 男 ・ 女 | 年 月 日   |  |
| 住 所                  | 〒                                                                |                        |       |       |         |  |
|                      | 電話（ ） — 携帯（ ） —                                                  |                        |       |       |         |  |
| 在学する<br>養成施設等        | 名 称                                                              |                        |       |       |         |  |
|                      | 学 科 名                                                            |                        |       |       |         |  |
|                      | 所 在 地                                                            |                        |       |       |         |  |
|                      | 入学年月日                                                            | 平成 ・ 令和 年 月 日（第 学年在学中） |       |       |         |  |
|                      | 卒業予定月                                                            | 令和 年 月                 |       |       |         |  |
| 他資金の<br>受給・借入        | <input type="checkbox"/> 有（名称： ） ・ 無                             |                        |       |       |         |  |
|                      | <input type="checkbox"/> 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免、給付型奨学金）の併用（有・無）（注1） |                        |       |       |         |  |
|                      | 上記新制度採用後における修学にかかる費用（1年間分）（注2）                                   |                        |       |       |         |  |
|                      | 入 学 金                                                            | 円                      | 授 業 料 | 円     |         |  |
|                      | その他①                                                             | 円                      | その他②  | 円     |         |  |
| 貸付希望金額               | 総 額 円                                                            |                        |       |       |         |  |
|                      | ①修学資金 _____円（月額上限 50,000円）<br>（内訳：月額 _____円 × _____箇月）           |                        |       |       |         |  |
|                      | ②入学準備金 _____円（初 回 の み／上限200,000円）                                |                        |       |       |         |  |
|                      | ③就職準備金 _____円（最終回のみ／上限200,000円）                                  |                        |       |       |         |  |
|                      | ④生活費加算 _____円 ※対象者のみ記載すること<br>（内訳：月額 _____円 × _____箇月）           |                        |       |       |         |  |
| 貸付希望期間               | 令和 年 月分から令和 年 月分まで（ _____箇月）                                     |                        |       |       |         |  |
| 生計を<br>一にする<br>家族の状況 | 氏名                                                               | 続柄                     | 年齢    | 勤務先等  |         |  |
|                      |                                                                  | 本人                     |       |       |         |  |
|                      |                                                                  |                        |       |       |         |  |
|                      |                                                                  |                        |       |       |         |  |
|                      |                                                                  |                        |       |       |         |  |
|                      |                                                                  |                        |       |       |         |  |



## (様式1号裏面)

|                  |                                                                |                                                     |       |         |
|------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------|---------|
| 連帯保証人<br>(個人)    | ふりがな                                                           |                                                     | 性別    | 生年月日※西暦 |
|                  | 氏 名                                                            |                                                     | 男 ・ 女 | 年 月 日   |
|                  | 自 宅 所                                                          | 〒<br>電話 ( ) ー                                       |       |         |
|                  | 勤 務 先 所                                                        | 〒<br>電話 ( ) ー                                       |       |         |
|                  | 勤 務 先 名 称                                                      | (月平均入 円)                                            |       |         |
|                  | 本人との関係                                                         |                                                     |       |         |
|                  | 私は、保育士修学資金の貸付けを受けておらず、申請者以外の連帯保証人になっていません。<br>氏 名 印            |                                                     |       |         |
| 連帯保証人<br>(法人)    | ふりがな                                                           |                                                     |       |         |
|                  | 法人名                                                            |                                                     |       |         |
|                  | ふりがな                                                           |                                                     |       |         |
|                  | 法人代表者名                                                         |                                                     |       |         |
|                  | 法 人 所                                                          | 〒<br>電話 ( ) ー                                       |       |         |
|                  | 本人との関係                                                         |                                                     |       |         |
|                  | 本法人は、申請者及び本法人が債務を保証するその他の貸付対象者の貸付予定額の合計額以上に資産を有しています。<br>法人名 印 |                                                     |       |         |
| 連帯保証人<br>(法定代理人) | ふりがな                                                           |                                                     | 性別    | 生年月日※西暦 |
|                  | 氏 名                                                            |                                                     | 男 ・ 女 | 年 月 日   |
|                  | 自 宅 所                                                          | 〒<br>電話 ( ) ー                                       |       |         |
|                  | 勤 務 先 所                                                        | 〒<br>電話 ( ) ー                                       |       |         |
|                  | 勤 務 先 名 称                                                      | (月平均収入 円)                                           |       |         |
|                  | 本人との関係                                                         |                                                     |       |         |
|                  | (注3)                                                           | 私は、保育士修学資金の貸付けを受けておらず、申請者以外の連帯保証人になっていません。<br>氏 名 印 |       |         |

## 備考

- 注1 「減免決定通知書の写し」を添付してください。(給付型奨学金が採用決定した方は併せて給付奨学生証(写し)を添付)
- 注2 その他①は入学金、授業料以外の学納金(施設費、実習費等)の合計、その他②は通学交通費、参考図書代など修学に必要な費用の合計
- 注3 申請者が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人でなければならず、法定代理人が貸付規程第6条第3項に定める要件を満たさない場合は、上記の個人又は法人の保証人の欄にも記入が必要です。

( 記 載 例 )

様式第 1 号

保育士修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者氏名 福 岡 花 子 (印)

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
なお、貸付を受けるに当たっては、貸付条件を遵守することを誓います。

|                      |                                                                                         |                         |                              |                                           |             |  |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|-------------|--|
| ふりがな                 | ふくおか はなこ                                                                                |                         |                              | 性別                                        | 生年月日※西暦     |  |
| 申請者氏名                | 福 岡 花 子                                                                                 |                         |                              | 男 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 女 | 2001年 9月 1日 |  |
| 住 所                  | 〒816-0804<br>春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階<br>電話 ( 092 ) 584 - 3377 携帯 ( 090 ) 1234 - 5678      |                         |                              |                                           |             |  |
| 在学する<br>養成施設等        | 名 称                                                                                     | 〇〇〇保育短期大学               |                              |                                           |             |  |
|                      | 学 科 名                                                                                   | 〇〇〇学科                   |                              |                                           |             |  |
|                      | 所 在 地                                                                                   | 〇〇市〇〇町〇番地               |                              |                                           |             |  |
|                      | 入学年月日                                                                                   | 令和 2 年 4 月 1 日 (第 1 学年) |                              |                                           |             |  |
|                      | 卒業予定月                                                                                   | 令和 4 年 3 月              |                              |                                           |             |  |
| 他資金の<br>受給・借入        | <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> (名称：日本学生支援機構 ) ・ 無 |                         |                              |                                           |             |  |
|                      | <input checked="" type="checkbox"/> 高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免、給付型奨学金) の 有 (有・無) (注1)         |                         |                              |                                           |             |  |
|                      | 上記新制度採用後における修学にかかる費用 (1年間分) (注2)                                                        |                         |                              |                                           |             |  |
|                      | 入 学 金                                                                                   | 60,000円                 | 授 業 料                        | 50,000円                                   |             |  |
|                      | その他①                                                                                    | 200,000円                | その他②                         | 50,000円                                   |             |  |
|                      | 総 額                                                                                     | 860,000 円               |                              |                                           |             |  |
|                      | ①修学資金                                                                                   | 600,000 円               | (月額上限 50,000円)<br>円 × 24 箇月) |                                           |             |  |
| 貸付希望期間               | 自己負担額÷12 箇月 = 貸付月額の上限                                                                   | 25,000 円                | (初回のみ/上限200,000円)            |                                           |             |  |
|                      | 【自己負担額=授業料等の自己負担額】                                                                      | 60,000 円                | (最終回のみ/上限200,000円)           |                                           |             |  |
|                      | 例：(授業料 50,000 円+その他①200,000 円                                                           | 200,000 円               | 円 ※対象者                       |                                           |             |  |
|                      | +その他②50,000 円) ÷12 箇月 = 25,000 円                                                        |                         | 円 ×                          |                                           |             |  |
|                      |                                                                                         |                         | 入学にかかる個人負担額                  |                                           |             |  |
| 貸付希望期間               | 令和 2 年 4 月分から令和 4 年 3 月分まで ( 24 箇月)                                                     |                         |                              |                                           |             |  |
| 生計を<br>一にする<br>家族の状況 | 氏名                                                                                      | 続柄                      | 年齢                           | 勤務先等                                      |             |  |
|                      | 福岡 花子                                                                                   | 本人                      | 18                           | 〇〇〇学校                                     |             |  |
|                      | 福岡 太郎                                                                                   | 父                       | 47                           | 〇〇〇会社                                     |             |  |
|                      | 福岡 花江                                                                                   | 母                       | 47                           | 〇〇〇商社                                     |             |  |
|                      | 福岡 二郎                                                                                   | 弟                       | 16                           | 〇〇〇高校                                     |             |  |
|                      | 福岡 町子                                                                                   | 祖母                      | 78                           |                                           |             |  |

## (様式1号裏面)

|                                                       |                                                 |                                                         |                                     |               |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------|
| 連帯保証人<br>(個人)                                         | ふりがな                                            |                                                         | 性別                                  | 生年月日※西暦       |
|                                                       | 氏 名                                             |                                                         | 男 ・ 女                               | 年 月 日         |
|                                                       | 自 宅 所                                           | 〒                                                       | 法定代理人以外の連帯保証人（個人）<br>はこの欄に記入してください。 |               |
|                                                       | 勤 務 先 所                                         | 〒                                                       |                                     |               |
|                                                       | 勤 務 先 名 称                                       |                                                         | 電話（ ） —                             |               |
|                                                       | 本人との関係                                          |                                                         | 要件を満たす場合は、<br>署名・押印してください。          |               |
|                                                       | 私は、保育士修学資金の貸付けを受けておらず、申請者以外の連帯保証人になっていません。      |                                                         |                                     |               |
|                                                       |                                                 | 氏 名                                                     | 印                                   |               |
| 連帯保証人<br>(法人)                                         | ふりがな                                            |                                                         |                                     |               |
|                                                       | 法人名                                             |                                                         | 法定代理人以外の連帯保証人（法人）<br>はこの欄に記入してください。 |               |
|                                                       | ふりがな                                            |                                                         |                                     |               |
|                                                       | 法人代表者名                                          |                                                         |                                     |               |
|                                                       | 法 人 所                                           | 〒                                                       | 電話（ ） —                             |               |
|                                                       | 本人との関係                                          |                                                         | 要件を満たす場合は、<br>署名・押印してください。          |               |
| 本法人は、申請者及び本法人が債務を保証するその他の貸付対象者の貸付予定額の合計額以上に資産を有しています。 |                                                 |                                                         |                                     |               |
|                                                       |                                                 | 法人名                                                     | 印                                   |               |
| 連帯保証人<br>(法定代理人)                                      | ふりがな                                            | ふくおか たろう                                                | 性別                                  | 生年月日※西暦       |
|                                                       | 氏 名                                             | 福岡 太郎                                                   | 男 ・ 女                               | 1971年 4 月 6 日 |
|                                                       | 自 宅 所                                           | 〒816-0804<br>春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階<br>電話（092）584 - 3377 |                                     |               |
|                                                       | 勤 務 先 所                                         | 〒816-0804<br>春日市原町3-0-0<br>電話（092）584 - 3369            |                                     |               |
|                                                       | 勤 務 先 名 称                                       | 〇〇〇会社<br>(月平均収入 300,000円)                               |                                     |               |
|                                                       | 本人との関係                                          | 父親                                                      |                                     |               |
|                                                       | (注3) 私は、保育士修学資金の貸付けを受けておらず、申請者以外の連帯保証人になっていません。 |                                                         |                                     |               |
|                                                       |                                                 | 氏 名                                                     | 福岡 太郎                               | 印             |

## 備考

- 注1 「減免決定通知書の写し」を添付してください。（給付型奨学金が採用決定した方は併せて給付奨学生証（写し）を添付）
- 注2 その他①は入学金、授業料以外の学納金（施設費、実習費等）の合計、その他②は通学交通費、参考図書代など修学に必要な費用の合計
- 注3 申請者が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人でなければならず、法定代理人が貸付規程第6条第3項に定める要件を満たさない場合は、上記の個人又は法人の保証人の欄にも記入が必要です。

保育士修学資金 修学生推薦調書

|                       |                                            |                                                |
|-----------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 氏 名                   |                                            |                                                |
| 住 所                   |                                            |                                                |
| 在学養成施設名               |                                            | ( 学科 )                                         |
| 入 学 年 月 日             |                                            | 平成 ・ 令和 年 月 日 ( 第 学年 )                         |
| 推<br>薦<br>者<br>意<br>見 | 学力<br><br>1 優秀<br>2 平均以上<br>3 平均<br>4 平均以下 | 家計・学資状況から修学資金を<br><br>1 特に必要としている。<br>2 必要である。 |
|                       | 推薦順位<br><br>位<br><br>人中                    | (特に推薦したい理由があれば記載してください。)                       |

上記のとおり保育士修学生として適格であると認め、推薦します。

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

推薦者 所在地  
施設名  
施設長名 印

備 考  
推薦者意見欄は、該当する番号を○で囲んでください。

様式第3号（修学生あて）  
様式第4号（連帯保証人あて）  
様式第5号（養成施設の長あて）

福社協発第 号  
令和 年 月 日

〒

様  
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会  
会長  
(公印略)

保育士修学資金貸付決定通知書

申請のありました保育士修学資金は、審査の結果、下記の通り貸付決定いたしましたのでお知らせいたします。

|              |                 |        |      |       |       |          |   |
|--------------|-----------------|--------|------|-------|-------|----------|---|
| 修学生番号        |                 |        |      | 貸付決定日 |       | 令和 年 月 日 |   |
| 養成施設名        |                 |        |      |       |       |          |   |
| 入学年月         |                 | 令和 年 月 | 第 学年 | 課程名   |       |          |   |
| 修学生          | フリガナ            |        |      |       |       |          |   |
|              | 氏名              |        |      |       |       |          |   |
|              | 住所              |        |      |       |       |          |   |
|              | 電話              | 自宅     |      | 携帯    |       |          |   |
| 連帯保証人(個人)    | フリガナ            |        |      |       |       |          |   |
|              | 氏名              |        |      |       |       |          |   |
|              | 住所              |        |      |       |       |          |   |
|              | 電話              | 自宅     |      | 携帯    |       |          |   |
| 連帯保証人(法人)    | フリガナ            |        |      |       |       |          |   |
|              | 法人名             |        |      |       |       |          |   |
|              | 法人住所            |        |      |       |       |          |   |
|              | 法人代表者名          |        |      |       |       |          |   |
|              | 電話              |        |      |       |       |          |   |
| 連帯保証人(法定代理人) | フリガナ            |        |      |       |       |          |   |
|              | 氏名              |        |      |       |       |          |   |
|              | 住所              |        |      |       |       |          |   |
|              | 電話              | 自宅     |      | 携帯    |       |          |   |
| 貸付期間及び金額     | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 |        | ヵ月間  |       | 月額    | 円        |   |
|              | 入学準備金           |        | 円    |       | 就職準備金 |          | 円 |
|              | 総額              |        |      |       |       |          | 円 |
| 備考           |                 |        |      |       |       |          |   |

様式第6号（修学生あて）  
様式第7号（連帯保証人あて）  
様式第8号（養成施設の長あて）

福社協発第 号  
令和 年 月 日

〒

様  
社会福祉人 福岡県社会福祉協議会  
法 会 長  
(公印略)

保育士修学資金貸付不承認通知書

申請のありました保育士修学資金は、審査の結果、下記の通り貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

|              |        |        |      |        |  |          |  |
|--------------|--------|--------|------|--------|--|----------|--|
| 修学生番号        |        |        |      | 不承認決定日 |  | 令和 年 月 日 |  |
| 養成施設名        |        |        |      |        |  |          |  |
| 入学年月         |        | 令和 年 月 | 第 学年 | 課程名    |  |          |  |
| 申請者          | フリガナ   |        |      |        |  |          |  |
|              | 氏名     |        |      |        |  |          |  |
|              | 住所     |        |      |        |  |          |  |
|              | 電話     | 自宅     |      | 携帯     |  |          |  |
| 連帯保証人(個人)    | フリガナ   |        |      |        |  |          |  |
|              | 氏名     |        |      |        |  |          |  |
|              | 住所     |        |      |        |  |          |  |
|              | 電話     | 自宅     |      | 携帯     |  |          |  |
| 連帯保証人(法人)    | フリガナ   |        |      |        |  |          |  |
|              | 法人名    |        |      |        |  |          |  |
|              | 法人住所   |        |      |        |  |          |  |
|              | 法人代表者名 |        |      |        |  |          |  |
|              | 電話     |        |      |        |  |          |  |
| 連帯保証人(法定代理人) | フリガナ   |        |      |        |  |          |  |
|              | 氏名     |        |      |        |  |          |  |
|              | 住所     |        |      |        |  |          |  |
|              | 電話     | 自宅     |      | 携帯     |  |          |  |
| 備考           |        |        |      |        |  |          |  |

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 修 学 生 番 号 | 第                      号 |
|-----------|--------------------------|

|        |
|--------|
| 印<br>紙 |
|--------|

保育士修学資金貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、保育士修学資金に  
ついて、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

（貸付）

第 1 条 甲は、乙に修学資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額等）

第 2 条 修学資金の貸付総額、貸付月額及び貸付期間は次のとおりとする。

|        |      |    |        |
|--------|------|----|--------|
| 貸付総額   | 円    |    |        |
| 修学資金   | 円（   | 円× | 箇月）    |
| 入学準備金  | 円（令和 | 年  | 月のみ）   |
| 就職準備金  | 円（令和 | 年  | 月のみ）   |
| 生活費加算額 | 円（   | 円× | 箇月）    |
| 貸付期間   | 令和   | 年  | 月から    |
|        | 令和   | 年  | 月まで 月間 |

（連帯保証人）

第 3 条 連帯保証人は、修学資金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務  
を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

（一時償還）

第 4 条 甲は、乙が福岡県保育士修学資金貸付規程（平成 2 9 年 4 月 1 日  
施行）第 1 0 条の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還  
を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県保育士修学資金貸付規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会  
会 長

乙 住 所  
氏 名 印

連帯保証人(個人) 住 所  
氏 名 印

連帯保証人(法人) 法人住所  
法 人 名  
法人代表者名 印

連帯保証人(法定代理人) 住 所  
氏 名 印

#### 備考

- ① 連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。
- ② 連帯保証人が法人である場合は、印鑑は法務局に登録のある代表者印とし、印鑑証明書を添付すること。
- ③ 乙（申請者）が印鑑証明書を添付した場合は、その登録印で押印のこと。
- ④ 乙（申請者）及び連帯保証人は各自直筆で記載すること。



(記載例)

様式第9号

|           |   |
|-----------|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 |
|-----------|---|

貸付申請者と連帯保証人で割印をします。  
(連帯保証人は実印となります)

県社協  
公 印

【印紙は原則1枚】  
貸付金額が  
○10万円を超え  
50万円以下の場合      400円  
○50万円を超え  
100万円以下の場合    1,000円  
○100万円を超える場合 2,000円

印  
紙

氏名を記入して下さい(本人自筆)。

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会(以下「甲」という。)

福岡 花子

(以下「乙」という。)

は、保育士修学資金について、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

(貸付)

第1条 甲は、乙に修学資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

(貸付額等)

第2条 修学資金の貸付総額、貸付月額及び貸付期間は次のとおりとする。

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 貸付総額   | 860,000円                  |
| 修学資金   | 600,000円(25,000円×24箇月)    |
| 入学準備金  | 60,000円(令和2年4月のみ)         |
| 就職準備金  | 200,000円(令和4年3月のみ)        |
| 生活費加算額 | 円(円×箇月)                   |
| 貸付期間   | 令和2年4月から<br>令和4年3月まで 24月間 |

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は、修学資金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

(一時償還)

第4条 甲は、乙が福岡県保育士修学資金貸付規程(平成29年4月1日施行)第10条の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県保育士修学資金貸付規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

日付は空欄をお願いします。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会  
会 長

乙 住 所 春日市原町3-1-7  
氏 名 福岡 花子

印

連帯保証人(個人) 住 所  
氏 名

法定代理人以外の連帯保証人  
(個人)はこの欄に記入して  
ください。(本人自筆)

印

連帯保証人(法人) 法人住所  
法人名  
法人代表者名

法定代理人以外の連帯保証  
人(法人)はこの欄に記入し  
てください。(本人自筆)

印

連帯保証人(法定代理人) 住 所 春日市原町3-1-7  
氏 名 福岡 太郎

印

備考

未成年者の方は、法定代理人の欄に必ず記入して下さい。

- ①連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。
- ②連帯保証人が法人である場合は、印鑑は法務局に登録のある代表者印とし、印鑑証明書を添付すること。
- ③乙(申請者)が印鑑証明書を添付した場合は、その登録印で押印のこと。
- ④乙(申請者)及び連帯保証人は各自直筆で記載すること。

様式第10号

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

(養成施設名)

保育士修学資金受領書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

受領額 金 円也

保育士修学資金（令和 年 月、 月、 月、 分）として上記金額を受領しました。

本 人  
氏 名 印

連帯保証人(個人)  
氏 名 印

連帯保証人(法人)  
法 人 名

法人代表者名 印

連帯保証人(法定代理人)  
氏 名 印

様式第 1 1 号

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保育士修学資金返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 ( ) -

下記により保育士修学資金を返還します。

|                            |                                                         |                   |              |
|----------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------|--------------|
| 貸付を受けた期間<br>( 休 止 期 間 )    | 平成 ・ 令和 年 月から 年 月まで<br>(平成 ・ 令和 年 月から 年 月まで 箇月間<br>箇月間) |                   |              |
| 返 還 す べ き 額                | 円                                                       |                   |              |
| 返 還 方 法 及 び 額              | ・ 1 回 払 ・ 月 賦 ・ 半 年 賦 円 (最終月 円)                         |                   |              |
| 返 還 完 了 年 月                | 令和 年 月 日                                                |                   |              |
| 返<br>還<br>方<br>法<br>内<br>訳 | 月賦による納期限                                                | 令和 年 月から 毎月 2 5 日 |              |
|                            | 半年賦による<br>納期限                                           | 回 数               | 納 期 限        |
|                            |                                                         |                   | 月 2 5 日      |
|                            |                                                         |                   | 月 2 5 日      |
|                            | 1 回 払 による納期限                                            |                   | 令和 年 月 2 5 日 |
| 返 還 理 由                    |                                                         |                   |              |

備 考

- 1 返還方法については、1 回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間（月数）の 2 倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の 4 倍の期間内とする。）

[illegible]

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保育士修学資金返還方法変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒  
氏 名 印  
電 話 ( ) —

下記により保育士修学資金の返還方法を変更しますので、お届けします。

|             |                          |                                                      |        |  |  |  |  |
|-------------|--------------------------|------------------------------------------------------|--------|--|--|--|--|
| 旧返還明細       | 貸付を受けた期間<br>(休 止 期 間)    | 平成 ・ 令和 年 月から 年 月まで<br>(平成 ・ 令和 年 月から 年 月まで 箇月間 箇月間) |        |  |  |  |  |
|             | 返 還 す べ き 額              | 円                                                    |        |  |  |  |  |
|             | 返 還 方 法 及 び 額            | ・ 1 回 払 ・ 月 賦 ・ 半 年 賦 円 (最終月 円)                      |        |  |  |  |  |
|             | 返 還 完 了 年 月              | 令和 年 月 日                                             |        |  |  |  |  |
| 新返還明細       | 返 還 残 額<br>返 還 方 法 及 び 額 | 円<br>・ 1 回 払 ・ 月 賦 ・ 半 年 賦 円 (最終月 円)                 |        |  |  |  |  |
|             | 理 由                      |                                                      |        |  |  |  |  |
|             | 返 還 完 了 年 月              | 令和 年 月 日                                             |        |  |  |  |  |
| 返 還 方 法 内 訳 | 月賦による納期限                 | 令和 年 月から 毎月 25 日                                     |        |  |  |  |  |
|             | 半年賦による<br>納期限            | 回 数                                                  | 納 期 限  |  |  |  |  |
|             |                          |                                                      | 月 25 日 |  |  |  |  |
|             |                          |                                                      | 月 25 日 |  |  |  |  |
|             | 1 回払による納期限               | 令和 年 月 25 日                                          |        |  |  |  |  |

- 備 考
- 1 返還方法については、1 回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
  - 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間（月数）の 2 倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の 4 倍の期間内とする。）

|       |     |
|-------|-----|
| 修学生番号 | 第 号 |
|-------|-----|

## 令和 年 月 日

電話 ( ) —

|           |                                                                                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付総額      | 円                                                                                                                                                  |
| 貸付期間      | 平成・令和 年 月分から令和 年 月分まで                                                                                                                              |
| 既返還済額     | 円                                                                                                                                                  |
| 返還猶予申請期間  | 平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日まで                                                                                                                            |
| ※返還猶予申請理由 | 1 県内において保育業務に従事しているため。<br>2 引き続き当該養成施設において修学しているため。<br>3 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるため。<br>4 卒業後保育業務以外の職種に従事しており、2年以内に県内で保育業務に従事する意思があるため。<br>5 その他（ ） |

1 保育業務に従事している場合は、従事していることを証する書類  
2 養成施設に引き続き在学している者は、在学していることを証する書類  
3 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類  
4 ※欄は該当する番号を○で囲むこと。

様式第15号  
〒

福祉協第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会  
法人  
会 長  
(公印略)

保育士修学資金返還猶予決定通知書

あなたがお申し込みになりました保育士修学資金の返還の猶予は、審査の結果、下記の通り猶予決定いたしましたのでお知らせいたします。

|         |                 |          |       |           |          |          |  |
|---------|-----------------|----------|-------|-----------|----------|----------|--|
| 修学生番号   |                 |          |       | 猶予決定日     |          | 令和 年 月 日 |  |
| 修学時養成施設 |                 | 所在地      |       |           |          |          |  |
|         |                 | 名称       |       |           |          |          |  |
| 卒業年月日   |                 | 令和 年 月 日 |       | 国家資格取得日   | 令和 年 月 日 |          |  |
| 貸付      | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 |          |       | 箇月間       |          |          |  |
|         | 貸付金額(元金)        |          | 円     | 返還済額      |          | 円        |  |
| 猶予      | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 |          |       | 箇月間       |          |          |  |
|         | 返還免除済額          |          | 円     | 返還残額      |          | 円        |  |
| 返還      | 返還期限(猶予後)       |          | R . . | 返還期限(猶予前) |          | R . .    |  |
| 修学生     | フリガナ            |          |       |           |          |          |  |
|         | 氏名              |          |       |           |          |          |  |
|         | 住所              |          |       |           |          |          |  |
|         | 電話              | 自宅       |       | 携帯        |          |          |  |
| 備考      |                 |          |       |           |          |          |  |



様式第16号  
〒

福祉協第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会  
法人  
会 長  
(公印略)

保育士修学資金返還猶予不承認通知書

あなたがお申し込みになりました保育士修学資金の返還の猶予は、審査の結果、下記の通り不承認となりましたのでお知らせいたします。

|         |                 |          |          |         |          |          |  |
|---------|-----------------|----------|----------|---------|----------|----------|--|
| 修学生番号   |                 |          |          | 不承認決定日  |          | 令和 年 月 日 |  |
| 修学時養成施設 |                 | 所在地      |          |         |          |          |  |
|         |                 | 名称       |          |         |          |          |  |
| 卒業年月日   |                 | 令和 年 月 日 |          | 国家資格取得日 | 令和 年 月 日 |          |  |
| 貸付      | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 |          |          | 箇月間     |          |          |  |
|         | 貸付金額（元金）        |          | 円        | 返還残額    |          | 円        |  |
| 返還      | 返還期限            |          | 令和 年 月 日 |         |          |          |  |
| 修学生     | フリガナ            |          |          |         |          |          |  |
|         | 氏名              |          |          |         |          |          |  |
|         | 住所              |          |          |         |          |          |  |
|         | 電話              | 自宅       |          | 携帯      |          |          |  |
| 備考      |                 |          |          |         |          |          |  |

様式第17号

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保育士修学資金返還当然免除事実発生届

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 ( ) -

福岡県保育士修学資金貸付規程第8条第1項に規定する事実が発生しましたので、下記のとおりお届けします。

|                                      |       |               |                     |  |  |
|--------------------------------------|-------|---------------|---------------------|--|--|
| 発 生 し た 事 実 の 概 要                    |       |               |                     |  |  |
| 貸付を受けた修学資金の額                         |       | 円             |                     |  |  |
| 免除を受けようとする額                          |       | 円             |                     |  |  |
| 業 称<br>及<br>従 事<br>先 職<br>の 期<br>間 名 | 従 事 先 |               | 在 職 期 間             |  |  |
|                                      |       |               | 平成・令和 年 月 日から       |  |  |
|                                      |       |               | 令和 年 月 日まで          |  |  |
|                                      |       |               | 休 職 又 は 停 職 等 の 期 間 |  |  |
|                                      |       | 平成・令和 年 月 日から |                     |  |  |
|                                      |       | 平成・令和 年 月 日まで |                     |  |  |

- 備 考 次の書類を添付すること。
- 1 在職証明書（その1）（様式第30号）＜P52＞
  - 2 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類
  - 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む。）は、その事実を証明する書類

様式第18号  
〒

福祉協第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会  
法人  
会 長  
(公印略)

保育士修学資金返還免除決定通知書

あなたがお申し込みになりました保育士修学資金の返還の免除は、審査の結果、下記の通り免除決定いたしましたのでお知らせいたします。

|         |                 |          |     |         |          |       |  |
|---------|-----------------|----------|-----|---------|----------|-------|--|
| 修学生番号   |                 |          |     | 免除決定日   |          | R . . |  |
| 修学時養成施設 |                 | 所在地      |     |         |          |       |  |
|         |                 | 名称       |     |         |          |       |  |
| 卒業年月日   |                 | 令和 年 月 日 |     | 国家資格取得日 | 令和 年 月 日 |       |  |
| 貸付      | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 |          | 箇月間 |         |          |       |  |
|         | 貸付金額（元金）        |          | 円   | 返還済額    |          | 円     |  |
|         | 返還済元金           |          | 円   | 返還済延滞利子 |          | 円     |  |
| 免除      | 返還免除額 元金        |          | 円   | 返還残額    |          | 円     |  |
|         | 返還残元金           |          | 円   | 返還残延滞利子 |          | 円     |  |
| 修学生     | フリガナ            |          |     |         |          |       |  |
|         | 氏名              |          |     |         |          |       |  |
|         | 住所              |          |     |         |          |       |  |
|         | 電話              | 自宅       |     | 携帯      |          |       |  |
| 備考      |                 |          |     |         |          |       |  |

様式第19号  
〒

福祉協第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会  
法人  
会 長  
(公印略)

保育士修学資金返還免除不承認通知書

あなたがお申し込みになりました保育士修学資金の返還の免除は、審査の結果、下記の通り不承認となりましたのでお知らせいたします。

|         |                 |          |     |         |          |       |   |
|---------|-----------------|----------|-----|---------|----------|-------|---|
| 修学生番号   |                 |          |     | 不承認決定日  |          | R . . |   |
| 修学時養成施設 |                 | 所在地      |     |         |          |       |   |
|         |                 | 名称       |     |         |          |       |   |
| 卒業年月日   |                 | 令和 年 月 日 |     | 国家資格取得日 | 令和 年 月 日 |       |   |
| 貸付      | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 |          | 箇月間 |         |          |       |   |
|         | 貸付金額（元金）        |          | 円   |         | 返還済額     |       | 円 |
|         | 返還済元金           |          | 円   |         | 返還済延滞利子  |       | 円 |
| 修学生     | フリガナ            |          |     |         |          |       |   |
|         | 氏名              |          |     |         |          |       |   |
|         | 住所              |          |     |         |          |       |   |
|         | 電話              | 自宅       |     |         | 携帯       |       |   |
| 備考      |                 |          |     |         |          |       |   |

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保育士修学資金返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 ( ) -

保育士修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|                                               |                                                                 |                                |  |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------|--|
| 貸 付 総 額                                       | 円                                                               |                                |  |
| 貸 付 期 間                                       | 平成・令和 年 月分から令和 年 月分まで                                           |                                |  |
| 既 返 還 済 額                                     | 円                                                               |                                |  |
| 免除を受けたい額                                      | 円                                                               |                                |  |
| 理 由                                           | 1 死亡又は、障害により修学資金を返還することができなくなったため。<br>2 県内において、2年以上保育業務に従事したため。 |                                |  |
| 業 称<br>務 及<br>従 び<br>事 在<br>先 職<br>の 期<br>名 間 | 従 事 先                                                           | 在 職 期 間                        |  |
|                                               |                                                                 | 平成・令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで    |  |
|                                               |                                                                 | 休 職 又 は 停 職 等 の 期 間            |  |
|                                               |                                                                 | 平成・令和 年 月 日から<br>平成・令和 年 月 日まで |  |

- 備 考 次の書類を添付すること。
- 1 死亡又は心身の故障のため業務に従事できなくなったため免除申請する者は、その事実を証明する書類
  - 2 在職に関する事項を証明する書類
  - 3 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類
  - 4 理由は該当する番号を○で囲むこと。

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保育士修学資金 住所、氏名変更届  
(変更が生じた連帯保証人が個人の場合)

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒  
氏 名 印  
電 話 ( ) -

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

|                    |          |             |          |          |     |           |
|--------------------|----------|-------------|----------|----------|-----|-----------|
| 借 受 者              | 旧        | 氏 名         |          |          |     |           |
|                    |          | 住 所         |          |          |     |           |
|                    | 新        | ふりがな<br>氏 名 |          |          |     |           |
|                    |          | 住 所         | 〒        | 電話 ( ) - |     |           |
| 連 帯 保 証 人          | 旧        | 氏 名         |          |          |     |           |
|                    |          | 住 所         |          |          |     |           |
|                    | 新        | ふりがな<br>氏 名 | 年 月 日生   | 性別       | 男・女 |           |
|                    |          | 続 柄         |          |          |     |           |
|                    |          | 住 所         | 〒        | 電話 ( ) - |     |           |
| 連 帯 保 証 人<br>勤 務 先 | 旧        |             |          |          |     |           |
|                    | 新        | 〒           | 電話 ( ) - |          |     | (月平均収入 円) |
| 変 更 理 由            |          |             |          |          |     |           |
| 変 更 年 月 日          | 令和 年 月 日 |             |          |          |     |           |

備 考  
住民票など変更事項を証明する書類を添付してください。

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保育士修学資金 住所、氏名変更届  
(変更が生じた連帯保証人が法人の場合)

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所  
氏 名 印  
電 話 ( ) -

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

|           |          |                |          |
|-----------|----------|----------------|----------|
| 借 受 人     | 旧        | 氏 名            |          |
|           |          | 住 所            |          |
|           | 新        | フリガナ<br>氏 名    |          |
|           |          | 住 所            | 〒 電話 ( ) |
| 連 帯 保 証 人 | 旧        | 法人名            |          |
|           |          | 法人住所           | 〒 電話 ( ) |
|           |          | 借受人との<br>関係    |          |
|           |          | 法人代表者名         |          |
|           | 新        | フリガナ<br>法人名    |          |
|           |          | 法人住所           | 〒 電話 ( ) |
|           |          | 借受人との<br>関係    |          |
|           |          | フリガナ<br>法人代表者名 |          |
|           | 変 更 理 由  |                |          |
| 変 更 年 月 日 | 令和 年 月 日 |                |          |

備 考  
法人の履歴事項全部証明書など変更事項を証明する書類を添付してください。

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保 育 士 修 学 資 金  
退学、休学、停学、復学、転科、卒業届

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 ( ) -

このたび、養成施設を（退学、休学、停学、復学、転科、卒業）しましたので、下記のとおり、お届けします。

|         |               |    |                        |      |     |  |  |  |  |  |
|---------|---------------|----|------------------------|------|-----|--|--|--|--|--|
| 養成施設名   | (平成・令和 年 月入学) |    |                        |      |     |  |  |  |  |  |
| 届 出 事 項 | 1             | 退学 | (令和 年 月 日)             |      |     |  |  |  |  |  |
|         | 2             | 休学 | (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで) |      |     |  |  |  |  |  |
|         | 3             | 停学 | (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで) |      |     |  |  |  |  |  |
|         | 4             | 復学 | (令和 年 月 日)             |      |     |  |  |  |  |  |
|         | 5             | 転科 | (令和 年 月 日)             | 学科から | 学科へ |  |  |  |  |  |
|         | 6             | 卒業 | (令和 年 月 日)             |      |     |  |  |  |  |  |
| 理 由     |               |    |                        |      |     |  |  |  |  |  |

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

養成施設 所 在 地  
施設名称  
施設長名

印



|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保 育 士 修 学 資 金  
辞 退

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 ( ) —

下記のとおり保育士修学資金の貸付を辞退しますので、お届けします。

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 養成施設名   |                                            |
| 貸付決定金額  | 貸付総額 円<br>月 額 円 × 箇月<br>入学準備金 円<br>就職準備金 円 |
| 貸付決定期間  | 平成 ・ 令和 年 月分から令和 年 月分まで                    |
| 借用済金額   | 円                                          |
| 借用済期間   | 平成 ・ 令和 年 月分から令和 年 月分まで                    |
| 辞退の時期   | 令和 年 月から                                   |
| 辞 退 理 由 |                                            |

様式第24号

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保 育 士 修 学 資 金  
業 務 従 事 届

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 ( ) -

下記のとおり業務に従事しましたので、お届けします。

|            |       |               |
|------------|-------|---------------|
| 国家資格の登録年月日 |       | 平成 ・ 令和 年 月 日 |
| 従 事 年 月 日  |       | 平成 ・ 令和 年 月 日 |
| 従事先        | 所 在 地 |               |
|            | 名 称   |               |
|            | 職 種   |               |
|            | 雇用形態  |               |

- 備 考
- 1 保育士証の写しを添付して下さい。
  - 2 在職証明書（その1）（様式30号）＜P52＞を添付してください。

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保 育 士 修 学 資 金  
業 務 従 事 先 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒  
氏 名 印  
電 話 ( ) —

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

|     |           |       |                         |
|-----|-----------|-------|-------------------------|
| 新   | 従 事 年 月 日 |       | 令和 年 月 日                |
|     | 従事先       | 所 在 地 | 〒                       |
|     |           | 名 称   |                         |
|     |           | 職 種   |                         |
|     |           | 雇用形態  |                         |
| 旧   | 従 事 年 月 日 |       | 平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
|     | 従事先       | 所 在 地 | 〒                       |
|     |           | 名 称   |                         |
|     |           | 職 種   |                         |
|     |           | 雇用形態  |                         |
| 理 由 |           |       |                         |

備 考  
在職証明書（その 1）（様式30号）及び在職証明書（その 2）（様式31号）＜P52～53＞  
を添付してください。

様式第 2 6 号

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保 育 士 修 学 資 金  
退 職 届

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 ( ) —

下記のとおり、退職しましたので、お届けします。

|             |       |                         |
|-------------|-------|-------------------------|
| 退 職 年 月 日   |       | 令和 年 月 日                |
| 業 務 従 事 期 間 |       | 平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
| 旧従事先        | 所 在 地 |                         |
|             | 名 称   |                         |
|             | 職 種   |                         |
|             | 雇用形態  |                         |
| 理 由         |       |                         |

備 考  
在職証明書（その 2）（様式31号）＜P 53＞を添付してください。

様式第 2 7 号

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保 育 士 修 学 資 金  
死 亡 届

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会 様

保証人 住 所 〒

氏 名 印

電 話 ( ) —

下記のとおり、お届けします。

|               |     |          |
|---------------|-----|----------|
| 借受者           | 住 所 |          |
|               | 氏 名 |          |
| 死 亡 年 月 日     |     | 令和 年 月 日 |
| 死 亡 原 因       |     |          |
| 在 学 養 成 施 設 名 |     |          |
| 業 務<br>従事先    | 所在地 |          |
|               | 名 称 |          |

備 考 死亡診断書等、証明書類を添付してください。

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保 育 士 修 学 資 金  
現 況 届

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 電話 ( ) ー 印

次のとおり現況について、お届けします。

|            |       |   |
|------------|-------|---|
| 業 務<br>従事先 | 所 在 地 | 〒 |
|            | 名 称   |   |
|            | 職 種   |   |
|            | 雇用形態  |   |
| 備 考        |       |   |

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

業務従事先

所 在 地  
施 設 名  
施 設 長 名 印

※ 4 月 3 0 日までに提出してください。

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 貸 付 番 号 | 第 | 号 |
|---------|---|---|

保育士修学資金 休職、復職、停職届

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所

氏 名 印

電 話 ( ) -

このたび、従事業務を（休職、復職、停職）しましたので、下記のとおり、届出ます。

|                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 届 出 事 項<br>(番号に○) | 1 休職（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで） |
|                   | 2 復職（令和 年 月 日）             |
|                   | 3 停職（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで） |
| 理 由               |                            |

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

業務従事先 所 在 地  
施設名称  
施設長名

印

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

# 在 職 証 明 書

(その1)

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日                      年        月        日

住 所 \_\_\_\_\_

上記のものは 平成・令和    年    月    日から当施設において  
保育業務に従事していることを証明する。

令和        年        月        日

施設所在地 \_\_\_\_\_

施 設 名 \_\_\_\_\_

施設電話 \_\_\_\_\_

施設長名 \_\_\_\_\_印

※公印を押印すること



様式第31号

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

# 在 職 証 明 書

(その2)

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日                      年        月        日

住 所 \_\_\_\_\_

上記のものは 平成・令和    年    月    日から令和    年    月    日  
まで当施設において保育業務に従事していたことを証明する。

令和    年    月    日

施設所在地 \_\_\_\_\_

施 設 名 \_\_\_\_\_

施設電話 \_\_\_\_\_

施設長名 \_\_\_\_\_印

※公印を押印すること

保育士修学資金 振込口座申請書

年 月 日

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 申出の事由 | 1：新規                      2：口座の変更 |
| 住 所   | 〒                      —          |
| フリガナ  |                                   |
| 氏 名   | 印                                 |

私は、次のとおり修学資金振込口座を（ 申し出 ・ 変更を申し出 ）ます。

|       |         |                          |     |  |
|-------|---------|--------------------------|-----|--|
| 振 込 先 | 銀 行 名   |                          | 支店名 |  |
|       | 口座の種類   | 1：普通預金    2：当座預金    3：貯蓄 |     |  |
|       | 口 座 番 号 |                          |     |  |
| 口座名義  | フリガナ    |                          |     |  |
|       |         |                          |     |  |

※本書裏面に預金通帳（口座名義・口座番号の確認ができるもの）のコピーを添付のこと

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 修 学 生 番 号 | 第 | 号 |
|-----------|---|---|

保 育 士 修 学 資 金  
高等教育の修学支援新制度の採用状況確認書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒  
氏 名 印  
電 話 ( ) —

次のとおり高等教育の修学支援新制度の採用状況について、お届けします。

1 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免および給付型奨学金）の採用状況について  
※□内に☑を付けてください。

☐ 授業料等減免 入学金の減免額 \_\_\_\_\_ 円  
授業料の減免額 \_\_\_\_\_ 円（前期・後期分）

☐ 給付型奨学金

2 上記新制度採用後における修学にかかる費用について（1年間分）

|                  |                                |   |
|------------------|--------------------------------|---|
| 所<br>要<br>金<br>額 | 入学金                            | 円 |
|                  | 授業料                            | 円 |
|                  | その他①入学金、授業料以外の学納金（施設費、実習費等）の合計 | 円 |
|                  | その他②通学交通費、参考図書代など修学に必要な費用の合計   | 円 |
|                  | 合 計                            | 円 |

※上記金額から月額を算定した額が、当初の契約金額（修学資金月額）を下回った場合は  
変更契約申請が必要となります。

3 今後の保育士修学資金について ※□内に☑を付けてください。

☐ 現在の借入内容（申請内容）を継続 ⇒ 「授業料等減免認定結果通知書」を提出してください。

☐ 減額する ⇒ 「様式第 3 4 号 変更契約申請書」「授業料等減免認定結果通知書」を提出して  
ください。

☐ 辞退する ⇒ 「様式第 2 3 号 辞退届」「授業料等減免認定結果通知書」を提出してください。  
年 月まで借入、 年 月から辞退  
辞退後の借入総額 \_\_\_\_\_ 円 ※辞退申請時期（申請予定 年 月）

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 修学生番号 | 第 | 号 |
|-------|---|---|

保育士修学資金 変更契約申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 ( ) -

授業料等減免認定に採用された結果、令和 年 月 日に締結した貸借契約書第 2 条の内容を下記のとおり変更したいので、申請します。

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 養成施設名<br>(学科名) | ( )<br>( 年 月入学)  |
| 変更前契約額         | 総 額 円            |
|                | 修学資金 円 ( 円× 箇月)  |
|                | 入学準備金 円          |
|                | 就職準備金 円          |
|                | 生活費加算 円 ( 円× 箇月) |
| 変更後契約額         | 総 額 円            |
|                | 既に貸付を受けた金額 円     |
|                | 修学資金 円 ( 円× 箇月)  |
|                | 入学準備金 円          |
|                | 就職準備金 円          |
|                | 生活費加算 円 ( 円× 箇月) |
| 変更開始月          | 年 月分から           |
| 理 由            |                  |

備 考  
授業料等減免認定結果通知書（写し）を添付してください。また、給付型奨学金が採用決定した方は併せて給付奨学生証（写し）を添付ください。

# 福岡県保育士修学資金 貸付規程細則

## （目的）

第1条 この細則は、福岡県保育士修学資金貸付規程（以下「貸付規程」という。）第26条の規定に基づき、修学資金の貸付に当たり必要な事項につき定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この細則において使用する用語の意義は、貸付規程において使用する用語の意義の例による。

## （貸付対象者）

第3条 貸付対象者は、貸付規程第3条に規定する者であって、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- 一 学業優秀であること。
- 二 家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付を必要とする（独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生の収入額基準を満たす）こと。

ただし、貸付規程第4条第2項に規定する生活費加算の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 県内の生活保護受給世帯の者
- イ アに準じる経済状況にある世帯の者

三 同種の修学資金又は修学に係る公的な経済支援を他から受けていないこと。

四 養成施設卒業後、県内において保育業務に従事しようとする者であること。

2 前項第2号イに規定する者は、貸付申請日の属する年度又はその前年度において、当該世帯の全員が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- 二 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- 三 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- 四 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

3 貸付対象者の選定に当たっては当該養成施設から推薦を求めることにより公正かつ適切に行うものとする。

ただし、県内の生活保護受給世帯の者などを対象として、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合にあっては、貸付申請は貸付対象者が県社協に直接行い、当該貸付対象者の居住地を管轄する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）等との連携により適切に行うものとする。

また、東日本大震災等の被災者にあっては、第1項第1号及び第2号の要件を問わず、養成施設から被災地出身者等であることを確認の上、適切に行うものとする。

- 4 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合には、養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するように努めるものとする。
- 5 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合において、貸付申請者が貸付申請時に県内の生活保護受給世帯の者である場合の取扱いについては、以下のとおりとする。
  - 一 県社協会長は、選定に当たって次のことを確認すること。
    - ア 第1項第1号の学業優秀
      - (ア) 貸付対象者が高校生である場合は、貸付規程第15条第1項第3号の養成施設の長の推薦書に替えて、高校の調査書、内申書
      - (イ) (ア)以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育分野での就労意思等
    - イ 第1項第2号の家庭の経済状況
      - (ア) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
    - ウ 貸付による自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見
  - 二 県社協会長は、貸付の可否について、福祉事務所長に対し連絡すること。
  - 三 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないこと。

したがって、県社協会長は、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により生活保護が廃止されていることを確認すること。

    - ア 貸付申請時に生活保護受給世帯の高校生であって、高校を卒業し、直ちに養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合
    - イ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、ア以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合
- 6 県社協会長は、生活費加算の貸付を行う場合においては、福祉事務所、養成施設等の関係機関と連携を密にし、その者に対して継続的な支援に努める。
- 7 貸付規程第4条第2項に掲げる額のうち学費相当分（月額50,000円以内）の貸付を受けずに、生活費加算分のみを貸し付けることはできないこと。
- 8 貸付規程第8条第1項第1号に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。

（連帯保証人について）

- 第4条 貸付規程第6条に規定する連帯保証人は、個人の場合は以下の一の要件を、法人の場合は以下の二の要件を満たす者とする。
- 一 本貸付制度による貸付けを受けていない者であること
  - 二 債務を保証する貸付対象者の貸付予定額以上に資産を有する法人であること。この場合において、貸付予定額の合計が資産額を超えない限りは、当該法人は複数の貸付対象者の連帯保証人となることができる。

（貸付期間）

第5条 貸付規程第4条第1項に規定する貸付期間は、原則として2年間とするが、県社協会長が認める病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中も、これに含めることができるものとする。また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、貸付規程第4条第2項に掲げる額のうち学費相当分（月額50,000円以内）の2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

（貸付金の限度）

第6条 修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品、交通費等（生活費加算分については在学中の生活費を含む。）に充当するものである。貸付金については、貸付規程第4条第2項に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

2 生活費加算は、生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算するものである。貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないこととする。

また、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

（修学資金の支払方法及び時期）

第7条 修学資金は、年4回、次の表に定める日までに口座振込により支払うものとする。  
ただし、生活費加算を含む修学資金の支払その他特別の理由がある場合はこの限りでない。

| 区分  | 交付内容           | 交付月 |
|-----|----------------|-----|
| 第1回 | 入学準備金及び4・5・6月分 | 6月  |
| 第2回 | 7・8・9月分        | 9月  |
| 第3回 | 10・11・12月分     | 12月 |
| 第4回 | 1・2・3月分及び就職準備金 | 3月  |

（貸付契約の解除）

第8条 貸付規程第7条第1項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 四 死亡したとき。
- 五 その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還の債務の当然免除)

第9条 貸付規程第8条第1項第1号に規定する「国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。

2 貸付規程第8条第1項第1号に規定する「従事先施設」は、次の各号に掲げる施設等とする。

- 一 法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、法第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
  - ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
  - イ 次号に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- 四 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- 五 法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- 六 法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
- 七 法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- 八 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- 九 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
  - ア 法第59条の2の規定により届出を行った施設
  - イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出を行った施設
  - ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を受けている施設



- エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成２２年３月２４日医政発 0324 第２１号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
- オ 国、都道府県又は市町村が設置する法第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務又は法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設
- 十 子ども・子育て支援法第５９条の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成２８年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成２８年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の１に定める企業主導型保育事業
- ３ 保育士登録を行った者が保育業務に従事することができなかった場合であって、養成施設を卒業した日から１年以内に保育業務以外の職種に採用された者については、県社協会長が本人の申請に基づき保育業務に従事する意思があると認めた場合、貸付規程第８条第１項第１号及び貸付規程第９条第１項第２号に規定する「養成施設を卒業した日から１年以内」を、「養成施設等を卒業した日から２年以内」と読み替えることができるものとする。
- ４ 貸付規程第８条第１項第１号、第９条第１項、第１１条第２項第２号に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により保育業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

（返還の債務の裁量免除）

- 第１０条 貸付規程第１２条第１号及び第２号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は貸付規程第６条に規定する連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、県社協会長が真にやむを得ないと判断した場合に限り、適用する。
- ２ 貸付規程第１２条第３号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が保育業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、県社協会長の判断により、個別に適用する。ただし、２年以上保育業務に従事した者であっても、本人の責めによる事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。
- ３ 裁量免除の額は、県内において保育業務に従事した月数を、修学資金の貸付けを受けた月数の２分の５（中高年離職者等については２分の３）に相当する月数で除して得た数値（この数値が１を超えるときは、１とする。）を、返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（貸付台帳の作成）

- 第１１条 貸付規程第１７条第１項による貸付けの決定を行った者については、氏名、貸付決定日、貸付額等の貸付台帳を作成し、債権の状況等を整理するものとする。

附 則

この細則は、平成２９年４月１日に制定し、平成２９年度の貸付申請から施行する。

附 則

この細則は、平成３０年２月２０日に改正し、平成３０年度の貸付申請から施行する。

# 福岡県保育士修学資金貸付事業と 高等教育の修学支援新制度の併用について

## 1 併用の可否

- (1)「修学資金（月額）」および「入学準備金」は、授業料等減免額を差し引いた後も自己負担が生じる場合に限り、自己負担額の範囲内において貸付は可能です。
- (2)「生活費加算」は給付型奨学金と目的が重複することから併用はできません。

|                         |        | 福岡県保育士修学資金貸付事業 |           |          |           |
|-------------------------|--------|----------------|-----------|----------|-----------|
|                         |        | 修学資金<br>(月額)   | 入学準備金     | 就職準備金    | 生活費加算     |
| 修学<br>支援<br>新<br>制<br>度 | 授業料等減免 | △<br>差額貸付      | △<br>差額貸付 |          |           |
|                         | 給付型奨学金 |                |           | ○<br>併用可 | ×<br>併用不可 |

※差額貸付について、自己負担額（養成校の定める授業料等および入学金の金額と修学支援新制度による減免決定額との差額）と修学資金貸付上限額（月額5万円・入学準備金20万円）のうち、いずれか少ない方を貸付上限額とする。

## 2 併用時の取り扱い

新制度との併用を希望する者は、新制度の減免等決定額に応じて貸付額を算定する必要があるため、新制度の採用決定後に、申請（変更申請）を行ってください。

申請（変更申請）の際は、「減免決定通知書の写し」の提出が必要です。（給付型奨学金が採用決定した方は併せて給付奨学生証（写し）の提出が必要）

|              |                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 修学資金<br>(月額) | 自己負担額÷（修学月数）＝ 貸付月額の上限<br>【自己負担額＝授業料等の自己負担額－減免決定額】<br>※計算結果が5万円を上回る場合は、月額5万円を上限として申請可。 |
| 入学準備金        | （入学金）－（減免決定額）＝ 入学準備金の上限（＝入学金の自己負担額）                                                   |
| 就職準備金        | 就職準備金は通常の上限額まで申請可。                                                                    |
| 生活費加算        | 生活費加算の申請は不可。                                                                          |

※「高等教育の修学支援新制度」が不承認の場合は、通常通りの上限額で申請可。

## 3 留意点

- (1) 保育士修学資金貸付制度と「高等教育の修学支援新制度」の併給の運用に当たっては、「高等教育の修学支援新制度」を優先に適用すること。
- (2) 自己負担額については、養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費等の経費に充当するものとする。

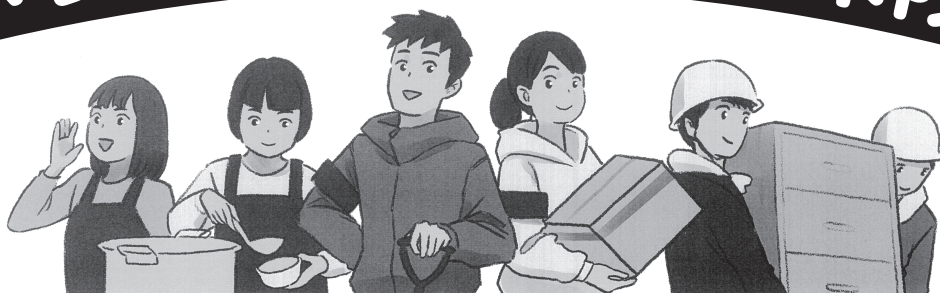
令和2年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 保険金額・年間保険料（1名あたり）

| 保険金の種類  |                  | プラン    | 基本プラン        | 天災・地震補償プラン |
|---------|------------------|--------|--------------|------------|
| ケガの補償   | 死亡保険金            |        | 1,040万円      |            |
|         | 後遺障害保険金          |        | 1,040万円(限度額) |            |
|         | 入院保険金日額          |        | 6,500円       |            |
|         | 手術保険金            | 入院中の手術 | 65,000円      |            |
|         |                  | 外来の手術  | 32,500円      |            |
|         | 通院保険金日額          |        | 4,000円       |            |
|         | 地震・噴火・津波による死傷    |        | ×            | ○          |
| 賠償責任の補償 | 賠償責任保険金（対人・対物共通） |        | 5億円(限度額)     |            |
| 年間保険料   |                  |        | 350円         | 500円       |

商品パンフレットは  
コチラ



（ふくしの保険  
ホームページ）

団体割引 20%適用済／過去の損害率による割増引適用

### <基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

### ◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

## ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償！

## 送迎サービス補償（傷害保険）

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償！

## 福祉サービス総合補償

（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション)）

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償！

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、  
2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
営業時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJNK19-12919 2020.2.10 作成〉